

新旧対照表

○ 柏市土木設計業務委託検査要領

(傍線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>(検査の体制)</p> <p>第5条 検査の区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 専門検査職員 業務委託料が150万円<u>以上</u>の土木設計業務委託の検査</p> <p>(2) 臨時検査職員 業務委託料が150万円<u>以上</u>の土木設計業務委託のうち、技術管理課長が指定する土木設計業務委託の検査</p> <p>(3) 指定検査職員 業務委託料が150万円<u>未満</u>の土木設計業務委託の検査</p>	<p>(検査の体制)</p> <p>第5条 検査の区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 専門検査職員 業務委託料が150万円<u>を超える</u>土木設計業務委託の検査</p> <p>(2) 臨時検査職員 業務委託料が150万円<u>を超える</u>土木設計業務委託のうち、技術管理課長が指定する土木設計業務委託の検査</p> <p>(3) 指定検査職員 業務委託料が150万円<u>以下</u>の土木設計業務委託の検査</p>
<p>(検査の手続き等)</p> <p>第6条 担当課長は、業務委託料が150万円<u>以上</u>の土木設計業務の委託契約を締結したときは、委託業務契約締結通知書(第1号様式)に設計図書、着手届(委託)、その他関係書類を添付し、20日以内に技術管理課長に通知しなくてはならない。</p>	<p>(検査の手続き等)</p> <p>第6条 担当課長は、業務委託料が150万円<u>を超える</u>土木設計業務の委託契約を締結したときは、委託業務契約締結通知書(第1号様式)に設計図書、着手届(委託)、その他関係書類を添付し、20日以内に技術管理課長に通知しなくてはならない。</p>